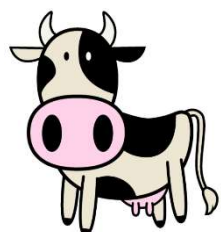


2021年もよろしくお願ひします

2021年が幕を開けました。

東京は穏やかな晴天続くお正月となりましたが、年末年始のコロナ感染拡大はとどまるところを知らず、1月4日現在までの荒川区内の感染者数は944名(うち既に退院等した方は812名)となりました。



1月7日には緊急事態宣言が発令されましたが、遅きに失した感も否めません。

このような状況の中で地域の皆様からも「自粛するのは仕方がないが、補償

がなければ生きていけない。」「飲食店だけがやり玉に挙げられている。」「どの商売も厳しい状況が続いている。」「高齢者・障害者施設のPCR検査はどうなっているの。」と、多くの疑問や今後の不安、要望が寄せられています。

昨年から引き続き、今年の区議会はコロナ関連の問題が中心になるかと思いますが、西日暮里駅や三河島駅北地区の再開発の問題、介護保険料のこと、東京女子医科大学病院移転のことなど、課題は沢山あります。

今年も区民みなさんの声を伺い区政に届け、要求実現に向けて全力で頑張ります。

緊急事態宣言の発令にかかわる緊急申し入れを行う

緊急事態宣言が1月7日に発出されました。

対象になる飲食店は、昨年の緊急事態宣言時の補償が全く不十分で、多くがかつてない苦境に陥っています。また、関連する区内事業者への影響も深刻で地域経済に深刻な打撃になることが予想されます。

また今回の国の対応には、PCR検査の抜本拡大や医療機関への減収補填など感染拡大を抑止するための重要な部分が抜け落ちています。

こうした中で、住民の命と暮らしを直接守る責任のある、地方自治体・荒川区の役割は、これまでになく重要となっています。区民や区内事業者の実態、国や都の制度に加えて独自の対策が必要ではないでしょうか。そのため右記の対策を求めました。

緊急申し入れは緊急事態宣言発令の前日、1月6日に行い、北川副区長が対応しました。

成人の日のつどいオンライン開催に関して

今年の成人の日のつどいは、残念ながら式典は中止、オンラインでの開催となります。ホームページでは、はがきと引き換えに記念品を渡すとしています。あまりにも冷たい。申し入れの際に、新成人の皆さんに配布してほしいと要望しました。



お祝いの気持ちもしっかり届けてほしいです。

申し入れの内容

- ①営業時間短縮が要請される飲食店などに対し、事業継続が確実に保障される補償を行うよう国や都に強く求めること。
- ②飲食などの時短営業は、他業種へも影響を与えるものであり、区内事業者の営業実態を掴むとともに、事業継続のための区独自の支援制度を直ちに創設すること。
- ③学校、保育園、幼稚園を緊急事態宣言下で継続して運営するための大前提として、全職員へのPCR検査を実施するとともに、感染防止対策の一層の徹底を行うこと。
- ④感染拡大の状況に合わせて、検査、保護、追跡を迅速に行うため保健所体制の強化を行うこと。
- ⑤外出自粛や人との接触を控えることが求められている下で、小中学校の運営にあたっては、三密を避けるために30～40人のクラスについて加配教員や講師などを配置して臨時的に少人数単位での授業を行うこと。保育園、幼稚園も必要な対策を講ずること。
- ⑥最後のセーフティネットである生活保護制度について厚労省は、「国民の権利」「ためらわずに」利用することを呼びかけているが、区としてもこの立場で積極的な広報や相談対応、申請受理を行うこと。
- ⑦国に対し持続化給付金や家賃支援給付金の打ち切り、雇用調整助成金のコロナ特例の縮小をやめるよう強く求めること。
- ⑧国に対し自治体が行うPCR検査の地方負担分を全額国庫負担、医療機関の減収補填を行うよう求めること。



緊急事態宣言発令に伴う区の対応(一部抜粋)

荒川区の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、緊急事態宣言発令に伴う対応が示されましたので、一部ご紹介します。なお、現段階での対応が示されており、今後の感染拡大の状況によっては変更になる場合があります。詳細は各施設、または担当課にお問い合わせください。【問合せ】荒川区役所 電話番号:03-3802-3111(代表)

学校・幼稚園の3学期以降の教育活動

給食:感染対策に留意して実施

卒業式・卒園式:予定通り実施

保護者は1家庭2名まで

土曜授業公開やその他の保護者参観:

当面の間実施しないこととするが、条件によっては可能とする

中止するもの:部活動、学校施設使用及び工程利用事業

～来年度の行事は～

移動教室は実施予定

入学式・入園式など周年行事、水泳指導などは実施の方向で検討中



保育園などの運営

(1) 保育所等

感染予防を徹底し、在宅で保育が可能な世帯には登園自粛を要請した上で、保育所等の運営を継続する。併設の一時保育、病児・病後児保育、子育て交流サロンについても、保育所等と同様に感染防止対策を徹底した上で実施。

併設の一時保育、病児・病後児保育、子育て交流サロンについても、保育所等と同様に感染防止対策を徹底した上で実施。

(2) 学童クラブ・にこにこすくーる

原則として、臨時休室をせず、通常どおり開室する。(ただし、当該学童クラブ、にこにこすくーるにおいて新型コロナウイルス感染症が発生した場合は除く。)

(3) 子育て交流サロン、学習支援事業(学びサポート)

これまでどおり、感染予防対策を講じたうえで、開所する。一時預かりについても実施する。

【問合せ】

保育所等について:保育課

学童クラブ、にこにこスクール、ひろば館:児童青少年課

子育て交流サロン、学習支援事業(学びサポート):子育て支援課



区の施設

基本方針:ガイドラインを遵守しつつ、区民に与える影響が少ない対応。1月中の対応とする。不特定の人が利用する場合は、20時以降の利用を制限する。

(1) スポーツハウス

①個人利用の利用時間は20時終了

②団体利用の新規受付中止

③既申込団体が宣言期間中で利用中止した場合全額返金

④20時以降に始まる教室は中止(1教室)

(2) 運動場

運動場(屋外)は団体利用のみ

①対象期間の新規利用の受付中止

②野球、サッカー等の団体へ対策強化を要請

(ベンチでのマスク着用、消毒など)

③既申込団体が宣言期間中で利用中止した場合全額返金

(3) ゆいの森あらかわ

①図書館→書架エリアの開放(選書のみ)

※閲覧席利用中止、雑誌(最新号)・新聞閲覧中止

②遊びラウンジ、一時預かり、学びラウンジの休止

③イベント、講座の中止

④開館時間は20時までとする。

(4) ふれあい館・ひろば館

【事業・イベント】

・区の各課が主催する飲食を伴う事業、イベントの中止

・指定管理者の飲食を伴う事業、イベントの中止

【貸室】・新規予約停止

・夜間区分を含めて注意喚起のうえ、予約済みは利用可

・調理実習室は貸出中止

【定員】41人当たり2m²、運動・ダンスは4m²(現状維持)

【利用目的】5 飲食を伴う利用は中止、その他は制限なし

区内中小企業者への支援拡充

(1) 中小企業等相談窓口年度末まで延長

(当初予定は1月末まで、状況を見て4月以降も検討)

(2) 新たなコロナ対策の融資【限度額1千万円、期間8年以内、本人負担金利0.3%】(従来の限度額500万円、期間5年以内、本人負担金利0.6%とは別、借換不可)

(3) 区内のにぎわい創出に資するイベント等の補助金を新型コロナウイルス感染症で影響を受ける飲食店を支援する場合、これまでの補助率1/2を2/3に拡充(限度額50万円)

【問合せ】産業振興課/経営支援課/就労支援課



区民アンケート実施中 ☆☆☆

ご自宅ポストに届いた用紙、または
←左のQRコードからWEBで、
リアルな声をお寄せください!

定例☆法律相談

日時: 1月22日(金) 18:30~20:00

会場: 北村あや子事務所 TEL&FAX: 03-3894-6668

くらし・仕事のお悩み...ひとりで悩まず、ご相談ください。弁護士と北村が相談をお受けします。

お急ぎの場合は法律事務所の相談日などをご案内します。

生活相談は随時受け付けています。困ったときにはいつでもどうぞ。留守電にお名前と電話番号を入れてください。